

■ 平成30年度（2018年度）の課題と令和元年度（2019年度）の取組み予定

○ 若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン

平成30年度（2018年度）の現地調査をもとに若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの作成を行います。

ガイドラインの作成に当たっては、現地調査の結果を分析し、各通りの特徴を踏まえて作成します。また、地元とワークショップを実施し、各通りの景観、まち並みのあり方についての検討を行います。地元の意見を踏まえながら慎重に取り組んでいきます。

○ 旧村上邸の利活用開始

旧村上邸を企業の研修所や、市民の文化活動の場としての利用を開始します。単なる企業の研修所として活用するに止まらず、地域コミュニティの醸成や、新たなワークスタイルの提案・実践の場等として活用することを目指し、株式会社エンジョイワークス及び地域の方々と対話を重ねていきます。

○ （仮称）鎌倉市景観保存建築物活用希望者情報登録制度の構築

市の都市景観の形成上重要な建物を景観重要建築物等として指定しており、平成30年度（2018年度）に建築物等の所有者に対するヒアリングを実施したところですが、その結果、建物を維持することが困難であり、指定解除の可能性のある建築物等がいくつかありました。市民にとって価値ある建物が失われるのを防ぐため、建築物等の維持が困難となった所有者から建物をそのままの状態を活用していただける方への橋渡しができないうえ、橋渡しを行う制度の構築を行います。

○ 扇湖山荘でたけのこ掘り体験

扇湖山荘でたけのこ掘り体験を実施します。扇湖山荘は飛騨高山の民家を移築し、手を加えた戦前の和風文化を画す建物です。庭園内に竹林があるため、そこで市民のみなさんにたけのこ掘りを体験していただき、実際にどのような場所にたけのこが生え、どのように収穫されるのか、どの部分が食べられるのかなど、たけのこが食卓に並ぶまでの道のりの一部を体験する取組を実施し、鎌倉の食を守り育てる心を育むとともに、食で繋がる地域づくりを行います。



鎌倉市 景観づくりの取組み

（平成30年（2018年）4月1日～平成31年（2019年）3月31日）

1 旧村上邸の保存活用実施業者を決定！

平成28年度（2016年度）に寄附を受けた旧村上邸（景観重要建築物等 指定第18号）について、平成29年（2017年）3月に定めた保存活用方針に沿った保存活用を実施する企業を公募型プロポーザルによって選定した結果、旧村上邸を企業の研修所や市民の文化活動の場として活用する提案をした株式会社エンジョイワークスを最優秀提案者として決定しました。



※旧村上邸の概要については「鎌倉市景観づくりの取組み 第1号」をご覧ください。

鎌倉市は「SDGs 未来都市」として、全国29自治体の一つに選定され、旧村上邸がSDGsの先行モデル事業として位置づけられました。経済（「働くまち鎌倉」「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」の実現）、社会（市民自治の推進・共生社会の実現）、環境（自然・歴史・文化の継承）の三側面をつなぐ総合的取組の相乗効果であるSDGsの概念を可視化し、広く市民等にPRすることとしています。

単なる利益追求型の保存活用事業ではなく、旧村上邸の周辺環境や地域特性と調和するとともに、SDGsの概念を可視化し、それを発信するような保存活用事業を提案する事業主体を選定しました。

* SDGsとは？

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことで、2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標とそれを実現するための169のターゲットのことで。



決定後は、建物が立地する第一種低層住居専用地域で研修所として利用できるよう建築基準法第48条第1項の規定による用途許可を取得するとともに、耐震改修、内外装の修繕及びフェンスの改修を行い、実際に活用するための整備を行いました。

■ 発行に際して

鎌倉市は市民の皆さんと協働で景観づくりに取り組んでおり、平成8年（1996年）に鎌倉市都市景観条例、平成19年（2007年）には鎌倉市景観計画をつくり、これらに沿って鎌倉にふさわしい優れた景観づくりを誘導してきました。平成29年（2017年）に鎌倉市景観計画の内容見直しを一つのきっかけとして、市民のみなさんに市の活動をわかりやすく伝える活動報告を作成したいと考え、「鎌倉市景観づくりの取組み」の発行に至りました。

この「鎌倉市景観づくりの取組み」を通じて、みなさんに市の取組みを発信すると同時に、みなさんの景観づくりへの参加や意見交換のきっかけになればと思っています。

2 景観重要建築物等（第34号）を新たに指定！

鎌倉市には、明治から昭和の始めの頃に建てられた建物が数多く残されています。これらは、地域の景観を印象づける重要な役割を果たしています。これらの建物などを「景観重要建築物等」として保存と活用を図る制度を設けています。

平成31年(2019年)3月22日に、新たに旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所を景観重要建築物等(第34号)に指定しました。



ポンプ所時代に利用されたクレーンが残る内観



意匠が施された内部階段

【建築物の概要】

建設年：昭和11年4月

構造：鉄筋コンクリート造平屋、一部2階建て

当該建物は主要地方道藤沢鎌倉線大仏坂トンネルの鎌倉側入口すぐ東側に建つ加圧ポンプ所で、神奈川県営の水道事業の最初の遺構であり、戦前の鎌倉の水道施設の希少な遺構です。また、この建物の外壁は、全面が大正から昭和の初めに官庁や学校建築などで流行したスクラッチタイル張りで、大仏坂トンネル近辺の景観の大きなポイント的要素となっています。ポンプの機械設備そのものは残っていませんが、建物内には、クレーンも残されており、大仏坂トンネルとあいまって、鎌倉の戦前の産業遺構群を形成しています。

4 若宮大路・小町通りの現状調査の実施

若宮大路と小町通りには、低層の木造和風建築から中層の現代建築まで、建築物の外観は様々であり、八幡宮の参道・商店街としてのまとまりが感じられないのが現状です。

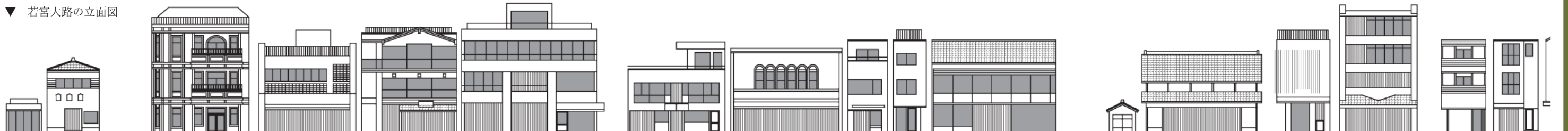
若宮大路と小町通りは、鎌倉景観地区に指定されており、建築物の形態意匠の制限と高さの最高限度を定めています。しかし、建築物の高さと色彩については明確な数値基準がありますが、形態意匠の制限については明確な基準がないため、鎌倉の象徴となっている若宮大路と小町通りについて、通り沿いの建築物の形態意匠の拠り所となる「若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン」の作成を検討しています。

ガイドラインの作成は、平成30年度(2018年度)と令和元年度(2019年度)の2年間で行うこととしており、初年度である平成30年度(2018年度)は、ガイドラインを作成するための現地調査を行いました。

調査では、建物の数・規模・色彩・意匠・素材や看板、サイン、敷地形状、オーナーへのサンプル意識調査などを行いました。

令和元年度(2019年度)は、地元商店会等との協議を行いながら、若宮大路、小町通りそれぞれの特徴を踏まえたガイドラインの作成を行います。

▼ 若宮大路の立面図



3 景観重要建築物等の所有者へのヒアリングの実施

都市景観条例に基づき指定している景観重要建築物等については、近年、所有者の高齢化や相続の問題が発生し、建物の指定解除・解体に至った事例が発生するなど、建物の維持が困難となっています。

このような状況の中、今後も景観重要建築物等の指定を継続していただけるような仕組みづくりを検討しています。平成30年度(2018年度)は、建築物の所有者のニーズを把握するため、指定建築物等全31件中、市所有5件を除く26件の建築物の所有者に対してヒアリングを実施しました。

5 親子景観セミナーの実施

将来の鎌倉のまちづくり、景観づくりの担い手となる子供たちとその保護者を対象に、景観重要建築物等など数多くある鎌倉の魅力を知っていただくため都市景観課では親子景観セミナーを実施しています。今回は『ぼくのわたしの鎌倉、みつけた～きみは未来の都市景観課長！？～』と題して、「皆に教えた素敵な鎌倉の景観」をテーマに学生ボランティアと一緒にワークショップ形式のセミナーを行いました。

子どもたちがテーマに沿って事前に撮影した写真についての宣伝マップ「ぼくのわたしの鎌倉マップ」を制作し、その景観にまつわる感想やPRポイントを添えながら、1人ずつ最後に発表を行いました。

セミナー修了者には、修了証と未来の都市景観課長として名刺をプレゼントしました。

▼ 当日の様子



セミナーは浄明寺にある旧華頂宮邸（景観重要建築物等指定第29号）で行い、日頃は公開されていない建物内部の見学も行いました。

庭園公開：10：00～16：00（10～3月は～15：00）

休園日：月・火（月・火が祝日の場合は翌平日2日間）

施設公開：年2回4日間（春・秋）



★ 鎌倉市景観重要建造物等保全基金にご協力ください！



鎌倉市では、歴史的建造物等を保全していくため、鎌倉市景観重要建造物等保全基金を設置しています。基金は、鎌倉市景観重要建造物等や認定建築物の保全のために使用されます。

平成30年度(2018年度)に、イラストを用いて景観重要建造物等を紹介し、基金の周知を図るパンフレットを作成しました。

パンフレットのイラストは、鎌倉市内の風景を描かれているイラストレーターである鎌倉市内在住の伊東雅江さんが描いてくださっています。

鎌倉市内に残る歴史的建造物等の保全のために、基金へのご協力をお願いいたします。